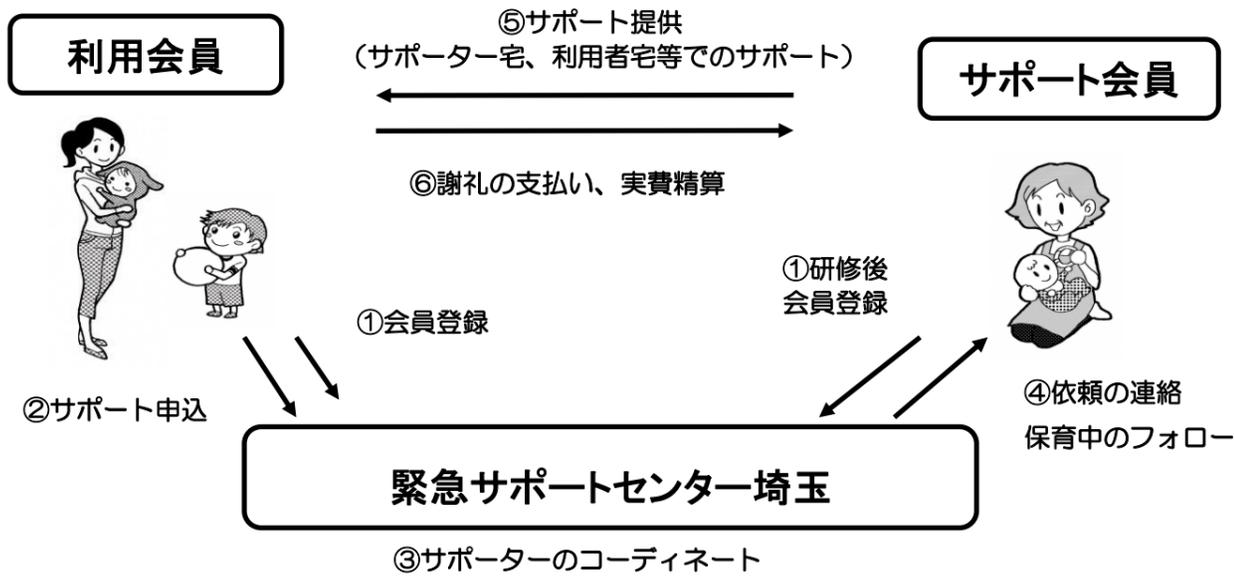




(緊急一時保育・病児保育・宿泊を伴う保育)
八潮市緊急サポート事業
緊急サポートセンター 埼玉

毎日の子育て、寝不足などで体の調子が悪い時、歯が痛くて歯医者さんに行きたい時
 ちょっと子どもを見てほしい、子どものお世話のお手伝いをして欲しい。
 今日、誰か手伝ってくれる人がいたら・・・
 そんな時、地域の助け合いの中で、子育て中のお母さん、お父さんをサポートします。
 こどもが発熱、でも仕事が休めない！宿泊を伴う出張、そんな時にご相談ください。



★こんな時ご相談ください★

- ①保護者が体調不良で保育が困難な時の一時預かり
- ②お子さんが風邪や発熱の時の預かり
- ③宿泊を伴う預かりや送迎
- ④保育施設からの急な呼び出しのお迎え、お預かり
- ⑤その他急を要するお子さんの一時預かり

※ご利用には事前の登録が必要です。(中面をご覧ください)

お問合せ、申込みは下記まで。ホームページからご登録できます。

緊急サポートセンター 埼玉

検索

緊急サポートセンター 埼玉 (電話受付時間 7時～20時 土日祝日可)

運営団体 特定非営利活動法人 病児保育を作る会

Tel: 048-297-2903

Mail: byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

HP: https://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/

※活動内容の詳細、パンフレットはホームページからもダウンロードできます。



入会申込書(利用会員用)

センター記入欄

登録番号

登録日

修正日1

修正日2

年 月 日

年 月 日

年 月 日

私は、緊急サポートセンター埼玉へ入会を申し込みます。
 入会にあたっては緊急サポートセンター埼玉の会則を遵守するとともに
 記載内容をサポート会員に提供することに同意します。

年 月 日 氏名

印

※利用会員には保護者のいずれかの情報をご記入下さい

利用会員氏名				ふりがな			
男・女	生年月日	年	月	日生	同居家族	配偶者 他家族	有・無 子ども 人()
ファミリーサポートセンター登録	有・無			自宅等に無料駐車可能なスペース 有り 無し 必要時に空けることは可能			
自宅住所	〒			住所	マンション名・アパート名明記		
最寄の交通	駅	徒歩orバス	分	バスの場合:	バス 系統	停留所下車徒歩	分
電話番号				FAX			
E-Mailアドレス	PC						
保護者氏名	1	携帯電話			勤務先		
		携帯メール					
	2	携帯電話			勤務先		
		携帯メール					
緊急避難時の退避場所 (不明な場合は記入不要)							
児童氏名	1	ふりがな		男・女	生年月日	年	月 日
児童氏名	2	ふりがな		男・女	生年月日	年	月 日
児童氏名	3	ふりがな		男・女	生年月日	年	月 日
児童氏名	4	ふりがな		男・女	生年月日	年	月 日
児童氏名	5	ふりがな		男・女	生年月日	年	月 日
希望するサポート	希望事項 チェック	頻度・期間	希望する保育場所		自宅、サポーター宅、どちらも可、他()		
①病児・病後児保育			自由記入欄(左記①～⑧で利用が予想される曜日や時間帯(書ける範囲で)、その他の希望、保育上の留意点など何でもお書き下さい。また、紹介して欲しいサポート会員の条件などについてもお書き下さい。(緊急サポート会員は利用会員より少ない数での対応になります。条件が厳しい場合には紹介が難しくなることはご了解下さい)				
②保育所からの呼び出しなど緊急性の高い場合の保育所などへのお迎えや預かり							
③宿泊を伴う保育							
④保育所や学童保育への送り							
⑤保育所や学童保育へのお迎えと帰宅後の預かり							
⑥保育所入所前など一定期間の一時保育							
⑦就職活動中など一定期間の一時保育							
⑧その他							

※お子さんが障がいや慢性疾患を持たれている場合は登録の際にご相談くださいますようお願いいたします。
 事前打ち合わせが必要になります。

入会申込書送付先

Fax:050-3488-0147 郵送: 〒333-0801 川口市東川口 4-2-20 プロミセスII 102 緊急サポートセンター埼玉行き



緊急サポートセンターの援助活動

急な子どもの預かりを、希望する利用会員とお子さんのお預かりを行うサポート会員の間でおこなう地域の助け合い活動です。

●ご利用にはご登録が必要です。登録はHPからできます。

①緊急サポートセンター埼玉で検索



②入会申し込みフォーム、利用フォーム2、利用フォーム3を入力送信。



③登録完了！
※インターネットを使わない方は裏面の入会申込書をFAX、又は郵送してください。後ほど利用フォームをお送りいたします。

※ご登録前でも利用はできますが、多少時間を頂く場合があります



●預かり場所

利用会員宅・サポート会員宅 等

●保育料金

8時～20時 1,000円/1時間

20時～8時 1,200円/1時間

宿泊 10,000円/1泊（18時～翌朝9時）

※保育終了後直接サポート会員へ手渡します。

※保育園へお迎え等サポート会員が移動をする場合は、移送時間も保育料に含まれます。

※交通費は実費清算

●対象となるお子さん

0歳～原則小学6年生まで

●サポート会員について

●センターの講習会を受けた、子育て経験のある子どもの大好きなボランティアの方々です。

※医療の専門家ではありません。

●利用するには（※登録前、当日でも利用できます）

- センターへお電話ください。TEL048-297-2903
受付時間：7：00～20：00
- ご希望の日時に対応できるサポート会員をお探しします。

※基本的に事前打ち合わせは行いません。サポート会員とは保育の前に直接電話で打ち合わせをします。



お子さんが病気以外でも
困った時には
ご相談ください



●病気の時のお預かりについて

★病気の時のお預かりには事前の受診が必要です



※病児保育を利用するにあたってもっとも大事な事は保護者からのお子さんの病状、既往歴等の詳しい情報提供です。お子さんを安全にお預かりする為にご協力をお願いします。

※お子さんの病状をセンターが把握した上で、お預かりできるかどうかサポート会員と相談をして決めていきます。まずはご相談ください。

●賠償責任・傷害保険加入

★サポート会員募集中！★

- ご近所に子ども好きな方がいらっしゃいましたら、当事業をご紹介ください。（年齢不問。講習会等詳細は直接お問い合わせ下さい）
緊急サポートセンター埼玉 TEL048-297-2903

☆ご入会前に必ずお読みください。☆

緊急サポートセンター埼玉会則

第一条（名称）当会は緊急サポートセンター埼玉（以下、センター）という
第二条（所在地）センターは、事務所を埼玉県川口市戸塚1-10-9-101に置く。

第三条（目的）センターは、病気又は病気の回復期にある児童（以下「病児・病後児」という。）の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等の援助を希望する者（以下「利用会員」という。）と、病児・病後児等の育児の援助を行いたい看護師、保育士、保健師等の有資格者等（以下「サポート会員」という。）を組織化し、相互の紹介（以下「緊急サポート」という。）を行い、会員同士が相互援助を行うことにより、地域における仕事と育児の両立が可能な環境の整備及び子育て支援環境の充実を図ることを目的とする。

第四条（業務内容）相互援助活動は会員制で行い、サポート会員と利用会員で構成する会員組織とする。

2 センターは次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
- (2) 育児の相互援助活動の調整に関する業務
- (3) 会員に対して緊急サポート活動に必要な知識を付与するための講習会の開催
- (4) 医療機関等の関係機関との連携体制整備及び連絡調整に関する業務
- (5) 業務に関する統計資料等の作成に関する業務
- (6) 早朝・夜間等の急な相互援助の依頼にも対応できる体制の整備に関する業務
- (7) その他センターの目的の達成に必要な業務

第五条（業務日・時間）センターが登録、依頼等の受付等の業務を行う日は、12月29日から翌1月3日を除く日とする。

2 センターが登録、依頼等の受付等の業務を行う時間は午前7時～20時までとする。

3 但し、援助活動中の事故等緊急時の対応等については第五条1.2にかかわらず行うものとする。

第六条（会員資格）サポート会員は、援助活動に理解と熱意のある者で、センターの承認を得た者とする

2 サポート会員は、入会に際しセンターが実施する講習会を受講しなければならない。

3 利用会員は、援助活動に理解を有し、原則として小学校6学年までの児童を有している者とする。

第七条（入会）センターに会員として入会しようとする者は、センターが定める所定の手続きに従い、サポート会員または利用会員としてセンターの承認を受けなければならない。

2 サポート会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

第八条（会員資格の喪失、退会）会員は次に該当する際、会員資格を喪失する。(1)センターに退会の届出を行った時

(2)利用会員が小学校6学年までの児童を有さなくなった時。但し、センターが援助活動を必要と認めた場合はこの限りでは無い。

2 センターは次に該当する際、会員資格を喪失させることができる。(1)会員としてふさわしくない行為があったとセンターが認めた時

(2)会員が会員の義務に違反したとき

3 会員は、会員資格を喪失し退会する時は、発行された会員証及び利用会員またはサポート会員の個人情報に関する書類等をセンターに返還しなければならない

第九条（会員の義務）サポート会員及び利用会員は次の義務を負う。(1)会員は相互援助活動により知りえた会員またはその家族の個人情報を第三者に開示、漏洩してはならない。会員でなくなった後も同様である。

(2)会員は、センターを政治、宗教営利等の目的に利用してはならない。(3)会員は入会后、住所、電話番号等に変更があった場合は、速やかにセンターに連絡する。

2 サポート会員は次の義務を負う(1)サポート会員は善良なる管理者の注意を持って、援助活動の遂行及び利用会員の個人情報の管理を行わなければならない。

(2)サポート会員は活動報告書を活動月の翌月速やかにセンターに提出しなければならない。

(3)援助活動中は会員証を携帯し、利用会員その他から請求があればこれを提示する。

3 利用会員は次の義務を負う(1)利用会員は第十二条に規定する援助活動以外の活動を要求してはならない。

(2)利用会員は援助活動終了後、援助活動報告書を確認し署名し、謝礼金及び実費をサポート会員に支払わなければならない。

(3)援助活動に必要な物品等は、原則として利用会員が準備する。

第十条（代表者）センターは代表者1名をおく。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

第十一条（アドバイザー、サプリーダー）センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第四条に規定するセンターの業務に関する事務を行う。

3 アドバイザーは、業務を円滑に行うため、サポート会員の中からサプリーダーを選任し、業務の補助を行わせることができる。

第十二条（援助活動の内容）会員間で行う相互援助活動は、サポート会員と利用会員の準委任契約に基づくものであり、会員間の合意のもと下記に掲げる活動を実施する。

(1)児童の預かり（病児・病後児、宿泊を伴う預かりを含む。）ただし、病児・病後児にあつては、医療機関による入院治療の必要がない者に限る。

(2)児童が通園する保育園又は通学する小学校、病児・病後児施設等と自宅等との間の送迎

(3)その他児童の保育に係る緊急に必要な援助

第十三条（援助活動の対象）援助活動の対象は、利用会員が登録した原則として小学校6学年まで児童とする。但し、対象児童の身体等の状況等により援助活動が困難とセンターが判断したときは、援助活動の対象から除くことができる。

第十四条（預かり人数）利用会員は複数の児童の預かりを行うことが出来る。但し、病児・病後児の預かりは児童1人までとする。

第十五条（援助活動の日時）援助活動は利用会員とサポート会員の間で合意があれば、1年を通じ、時間帯を問わず行うことができる。但し、病児・病後児については、病状悪化時の対応を踏まえ、かかりつけ医院やその他医院、病院の開院時刻を考慮した上で預かり時間についてサポート会員と利用会員が協議するものとする。

第十六条（援助活動の場所）児童を預かる場所は、原則サポート会員宅または利用会員宅とする。但し、サポート会員と利用会員の間で合意がある場合はこの限りではない。

第十七条（援助活動の報酬）利用会員は、援助活動終了後、援助活動に対する謝礼金及び実費をサポート会員に現金で支払わなければならない。

2 援助活動の謝礼金、交通費等の実費は別に定める。

第十八条（病児・病後児への援助活動）対象児童が特定の疾患や状態の際は別に定める基準に従い援助活動を行わない。

2 病児・病後児は原則受診後に援助活動を行う。但し、な発病等で事前の受診が出来ない場合でサポート会員と利用会員の間で合意があればサポート会員が受診の付き添いと受診後の預かりを行うことが出来る。但し、前項に規定する疾患や状態に該当すると診断された場合、利用会員は速やかに児童を引き取らなければならない。

3 サポート会員が受診の付き添いをし、1項で援助活動を行わないとしている疾患や状態と診断された際の預かり場所は原則サポート会員宅以外とする。

4 サポート会員による与薬は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、利用会員は文書でサポート会員に依頼しなければならない。

5 サポート会員が受診付き添いをし、直接医師の指示を受けた場合は前項にかかわらず、処方に基づき与薬を行うことが出来る。

第十九条（緊急時の対応）援助活動中、事故や病児・病後児の状態悪化等により対象児童を医院、病院等へ連れて行く場合は、原則利用会員の合意を得た上で受診する。但し、緊急を要する場合や連絡がつかない場合はサポート会員またはセンターの判断で受診することが出来る。

2 災害等で避難を要する際は原則、事前に確認している避難場所に避難する。

第二十条（援助活動の調整等）利用会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対して申し込む。

2 センターは利用会員の利用希望内容に応じて対応可能なサポート会員の紹介・調整を行う。

3 サポート会員は、援助活動を実施したときは援助活動の実施内容を記載した報告書を作成し、利用会員の確認を受けなければならない。また援助活動報告書を活動月の翌月5日までにセンターへ提出する。

第二十一条（保険）会員は賠償責任保険、傷害保険に一括して加入する。

2 前項の保険に加入する費用は、センターが負担する。

第二十二条（補足）この会則の改廃及びこの会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項はセンター代表者が定める。

(附則) 当会則は平成24年4月1日から施行する

